

平成 26 年 8 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社 イトーヨーギョー
代表者名 代表取締役社長 畑 中 浩
(コード番号 5287 東証二部)
問合せ先 管 理 部 長 山 本 貴 士
(TEL 06-4799-8850)

業績連動型株式報酬制度の実施中止及び 第三者割当による自己株式の処分中止に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 6 月 27 日開催の取締役会において決議いたしました「業績連動型株式報酬制度の導入（詳細決定）に関するお知らせ」に関し、本日開催の取締役会において、同制度の実施を中止することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、当該中止に伴い、平成 26 年 6 月 27 日開催の取締役会において決議いたしました「第三者割当による自己株式の処分」につきましても中止いたしますのでお知らせいたします。

記

1. 中止の理由

当社は、平成 26 年 6 月 27 日開催の第 65 回定時株主総会において取締役報酬として決議されました業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といい、本制度に関して株式会社りそな銀行と締結する信託契約を「本信託契約」といいます。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）に基づき、同日開催の取締役会において、当初信託する金額等の詳細を決定するとともに、本制度の実施に伴い、当社が現在保有する自己株式を、本信託契約の受託者である株式会社りそな銀行の再信託受託者である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）へ一括して処分することを同時に決議いたしました。

しかしながら再度、本制度の趣旨を当社の事業方針に照らし合わせ見直しました結果、本制度の内容がより長期的な経営戦略を重視する当社の事業方針に適していないものと判断し、本制度の実施及び第三者割当による自己株式の処分を中止することといたしました。

2. 今後の見通し

本制度を再度実施する場合には、取締役会にて決定次第、速やかに開示いたします。

(ご参考)

1. 本信託の概要

- (1) 名称 : 役員向け株式給付信託
- (2) 委託者 : 当社
- (3) 受託者 : 株式会社りそな銀行
- (4) 受益者 : 取締役のうち、受益者要件を満たす者
- (5) 信託管理人 : 当社と利害関係を有しない第三者
- (6) 本信託契約の締結日 : 平成 26 年 8 月 4 日
- (7) 金銭を信託する日 : 平成 26 年 8 月 4 日
- (8) 信託の期間 : 平成 26 年 8 月 4 日から平成 30 年 8 月 3 日
- (9) 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)

2. 第三者割当による自己株式の処分

- (1) 処分期日 : 平成 26 年 8 月 4 日
- (2) 申込期日 : 平成 26 年 8 月 4 日
- (3) 処分株式数 : 普通株式 192,000 株
- (4) 処分価額 : 1 株につき金 780 円
- (5) 処分価額総額 : 149,760,000 円
- (6) 処分方法 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) に割当処分します。
- (7) 処分後の自己株式数 : 141,731 株 (ただし、平成 26 年 3 月 31 日以降の単元未満株式の買取り分は含んでおりません。)

以上